

府中市防災情報システム構築支援業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 件名

府中市防災情報システム構築支援業務委託

(2) 目的

府中市では、令和8年度の竣工を目途とし、新庁舎「はなれ」の整備を進めている。新庁舎「はなれ」竣工に伴い、現在別敷地にある防災危機管理課及び災害対策本部等の機能を新庁舎「はなれ」に移転する予定である。

移転に際しては、災害対策本部の機能強化と共に、「防災情報システム」の導入を検討している。

防災情報システムは、発災時に各種被害情報を収集・共有し、災害対策本部業務を効果的に支援する災害時の要となるシステムである。そのため、災害関連情報（各種気象情報や予報、J-ALERT等）等を自動的に収集する機能や、高所カメラ等からの映像、災害現場から報告される被害情報、避難所開設状況等を集約的に管理し、それらを映像や音響システムを活用して共有する機能を有するものとする。あわせて、災害発生時等に正確且つ迅速に様々な手段で防災関係者や市民に対し情報提供を行う機能も持ち、被害の最小化を図ることを目的とするものである。

(3) 委託内容

別紙「府中市防災情報システム構築支援業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

(5) 委託料上限額

9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

提案者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 府中市契約事務規則第34条に規定する指名競争入札資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込日において、府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (5) 本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有しているものであること。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (8) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 参加手続等

(1) 募集及び選定方法

本事業に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

ア 一次審査（参加資格の審査）

参加申込書及び添付書類の提出により参加資格を審査し、要件を満たした事業者を一次審査通過者として選定する。通過上限数は5とする。

イ 二次審査（プレゼンテーションによる審査）

一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施し、その結果、1事業者を受託候補者として選定する。

(2) 実施スケジュール

No.	内容	期限等
1	募集要項、仕様書等公表	令和6年4月8日(月)
2	募集要項、仕様書等に関する質問受付	令和6年4月10日(水)～4月15日(月)
3	募集要項、仕様書等に関する質問の回答	令和6年4月17日(水)
4	参加申込書及び添付資料の提出期限	令和6年4月19日(金)
5	一次審査結果通知 業務提案に係る書類の提出依頼	令和6年5月13日(月)
6	提案書及び見積書の提出	令和6年5月14日(火)～5月22日(水)
7	プレゼンテーション実施日	令和6年5月下旬
8	受注候補者選定審査結果通知	令和6年5月下旬

4 質問の受付及び回答

募集要項等に係る質疑応答については、次のとおり行う。

(1) 受付期間

令和6年4月10日(水)から4月15日(月)午後5時まで

(2) 質問方法

総務管理部防災危機管理課 (bousai01@city.fuchu.tokyo.jp) への電子メールのみによる受付とする(様式は任意)。送信した際は、防災危機管理課に電話し、到着確認をすること。また、メールの件名は「【プロポ質問】府中市防災情報システム構築支援業務委託」とすること。

なお、評価基準の配点等、審査にかかる質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和6年4月17日（水）までに、原則、市ホームページで公開する。

5 書類提出

提案者は、次のとおり書類を提出すること。なお、電子データ（PDF ファイル）一式も提出すること。また、正本以外（副本）は提案者が判別できないように、社名及び提案者が推測可能な情報を黒で塗りつぶすか、記載しないよう作成すること。

(1) 一次審査（参加資格審査）

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第1号）正本1部

(イ) 参加資格要件確認書（様式第2号）正本1部

(ウ) 会社概要（様式第3号）正本1部、副本10部

※会社の登記簿謄本（登記事項証明書）の写しを1部添付すること。

(エ) 業務実績書（様式第4号）正本1部、副本10部

同種・類似業務に関する受託実績について6件を上限に記載すること。また、記載した業務について、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できる資料のほか、当該実績が同種又は類似していることが確認できる資料を参考資料として添付すること。

※ なお、府中市契約事務規則第35条に規定する資格審査登録名簿に登録がない事業者は、上記書類と合わせて次の書類を提出すること。書類は正本又は写しを1部提出する。写しの場合は、申請者名義で原本と相違ないことの証明及び押印をすること。

a 登記簿謄本（登記事項）（発行後3か月以内のもの）

b 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書（直前決算のもの）

c 納税証明書（法人税、法人事業税、消費税）

イ 提出方法等について

(ア) 提出方法

持参のみ

(イ) 提出期間

令和6年4月19日（金）午後5時まで

※ 持参日時について、あらかじめ防災危機管理課に電話予約をすること。なお、受付日時は、期間中の土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーションによる審査）

一次審査を通過した事業者に対して、企画提案書等の書類提出を要請する。あわせてプレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意書式）正本1部、副本10部

次の条件を満たすよう作成すること。

- a 専門知識を有さない者にも理解できるよう配慮し、図表などを用いて分かりやすい資料を作成すること。
- b 表紙、目次などを含め20ページ程度を上限とし、A4判用紙に両面印刷し、簡易製本すること。
- c 別紙「府中市防災情報システム構築支援業務委託仕様書」に記載した次の事項を盛り込むとともに、各項目に沿って整理した構成とすること。
 - (a) 本業務実施上の課題及び解決手法
 - (b) 本業務に関する具体的な業務内容
 - (c) 本業務に関して事業者が行う独自業務について
 - (d) 業務実施体制及びスケジュール

- (イ) 従事予定者実績等調書（様式5）正本1部、副本10部

本業務に従事予定の担当者について、本業務で担当する役割等のほか、過去5年間に従事した主な同種・類似業務の業務経歴等を記載すること。

- (ウ) 見積書（任意書式）正本1部、副本10部

本業務に係る一切の経費を含むものとし、作業項目ごとの費用及び算出根拠を示した内訳書も添付すること。

イ 提出方法等について

- (ア) 提出方法
持参のみ

- (イ) 提出先
府中市寿町1-5 府中市中央防災センター
府中市総務管理部防災危機管理課窓口

- (ウ) 提出期限
令和6年5月22日（水）午後5時まで

※ 持参日時について、あらかじめ防災危機管理課に電話予約をすること。なお、受付日時は、期間中の土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

ウ プレゼンテーションについて

- (ア) 実施日
令和6年5月下旬

※ 詳細な日時、場所等は別途通知する。

- (イ) 留意事項
プレゼンテーションを実施する際は、提出した企画提案書を基に、おおむね20分以内に分かりやすく説明すること。説明の際にパソコン（D-Sub15ピン対応）を使用する場合は、各自持参すること。なお、

プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で用意する。

6 評価基準

(1) 一次審査

別表1「参加資格審査を行うための評価基準」に基づいて実施し、審査結果は事業者に対し書面で通知する。

別表1

評価項目	評価の視点
1 経営状況	経営状況は妥当か
2 業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か
3 履行保証力	履行保証面の懸念はないか
4 瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか
5 技術・運営力	当該業務に対する知識・経験・運営能力を有するか

(2) 二次審査

別表2「受注候補者を選定するための評価基準」に基づいて実施、審査結果は事業者に対し書面で通知する。

別表2

評価項目	評価の視点
(1) 業務実績	同種業務の実績が十分にあるか
(2) 実施体制	本業務にあたる職員の同種、類似業務の実績が十分にあるか
	スタッフの十分な配置体制及び技術資格を有しているか
(3) 現状把握	国や他自治体の先進事例の把握と分析をしているか
(4) 企画提案	本業務の目的を十分に認識しているか
	発災時の災害対策本部の情報処理の課題を的確に認識しているか
	情報処理に係る課題に対して実現性のある解決手法を提案しているか
	調査手法・実施設計方法は実現的で業務に対して適切なものか
	適切に業務が遂行できるスケジュールか
(5) 分析力	防災施策に関する国や都、他区市町村の動向を把握し、分析しているか
(6) コスト	見積金額と業務内容は妥当か
(7) その他	業務遂行に対する意欲、論理性、説得力があるか

7 選定結果

選定の結果については、本市が提案者全員に通知し、選定されなかった提案者には、不採用であること及びその理由を書面により通知する。

なお、不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（府中市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、本市に対して書面により、非選定、または不採用についての説明を求めることができる。

本市は、不採用となった提案者から不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

8 受注候補者内定

令和6年6月上旬（予定）

9 その他

- (1) 提出期限までに書類が提出されなかった場合には、いかなる場合であっても本件プロポーザルに参加できない。
- (2) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (4) 本提案に係る提出物については返却しない。
- (5) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (7) 提案者の企画提案内容により協議のうえ仕様書の変更を行うことがある。
- (8) 提案された資料について情報公開請求があった場合は、府中市情報公開条例に基づき原則として公開する。なお、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則開示することとする。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とするとともに、府中市業務指名停止基準により、指名停止措置を行う場合がある。
 - ア 提案書、見積書、添付資料及びその他必要書類に虚偽の記載をしたとき。
 - イ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - ウ 提案者が、選定に先立って、選定委員等と不適切と認められる接触を行ったと判断されたとき。
 - エ 府中市業務指名停止基準に該当する事由があったとき。
 - オ その他、本市があらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる責務を履行しなかったとき。

10 問合せ先

府中市総務管理部防災危機管理課危機対策係 櫛谷、塚田

〒 183-0056

府中市寿町1-5 府中市中央防災センター

電話 042-335-4283

FAX 042-365-6395

E-mail bousai01@city.fuchu.tokyo.jp